

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月19日
【会社名】	高千穂電気株式会社
【英訳名】	TAKACHIHO ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 櫻井 恵
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役副社長執行役員 磯上 篤生
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長櫻井恵及び取締役副社長執行役員磯上篤生は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載は完全には防止または発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行い、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務のプロセスの評価においては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している拠点を「重要な拠点」とした。選定した重要な拠点においては、当社グループの事業目的に大きくかかわる勘定科目として、「売上高」「売掛金」、及び「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに財務報告に与える重要な影響を勘案して、その他の重要な業務プロセスに関して個別に評価を行った。さらに、選定した重要な拠点にかかわらず、それ以外の拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生が高く、見積もりや予測に伴う重要な勘定科目にかかわる業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを評価範囲として追加している。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4【付記事項】

該当事項なし。

## 5【特記事項】

該当事項なし。